

議員提出議案第7号

東日本大震災で発生したがれきの処理に関する意見書

東日本大震災の発災から1年が経過した今日、被災地の復旧・復興は全ての国民の願いですが、その最大の障害となっているのが、災害廃棄物であるがれきの処理に関する対応です。

岩手県、宮城県及び福島県の3県では、約2,253万トンのがれきが発生し、岩手県では通常の11年分、宮城県では同じく19年分もの量となっています。このがれきを速やかに処理することが復旧・復興の足掛かりとなることから、政府では岩手、宮城両県のがれきについて、全国の自治体に広域的な処理を要請していますが、受入れは進んでいないのが現状です。

がれきの処理を進めることは、復旧・復興に向けた第一歩となります。がれきの広域処理なくしては、被災地の新たなまちづくりは進みません。震災の傷跡となったがれきが、いつまでも被災地に残っている風景の中で、真の復興はあり得ないことはいうまでもありません。

よって、国においては、がれき処理の科学的な知見に基づいた放射能汚染の影響を分析・検証するとともに、放射線量の測定等のために必要な体制を十分に整えること、及び最終処分について国が明確な基準を示すことを条件として、通常の廃棄物に相当すると判断される災害廃棄物であるがれきの処理について、広域的な協力が可能となる一層の体制整備を行っていくことを強く求めます。

また、これらの取組を進めるに当たっては、国民の十分な理解が得られるよう、岩手、宮城両県のがれきに関する情報を開示し、十分に説明責任を果たしていくことを併せて求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年3月16日提出

提出者	さいたま市議会議員	関根	信明
	同	神崎	功
	同	上三信	彰
	同	山崎	章
	同	細沼	武彦

賛成者	さいたま市議会議員	萩原章弘
	同	高柳俊哉
	同	輿水恵一
	同	神田義行
	同	土井裕之